○桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和3年1月28日告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が互いに人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、 誰もが暮らしやすい社会を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) パートナーシップ 性別にかかわらず互いを人生のパートナーとし、相互の協力 により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した 2人の者の関係をいう。
 - (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

- 第3条 宣誓することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 成年であること。
 - (2) 市内に住所を有している、又は市内へ転入を予定していること。
 - (3) 配偶者がいないこと、及び宣誓をしようとする相手以外のパートナーシップにある者がいないこと。
 - (4) 宣誓する者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。 以下この号において同じ。)でないこと。ただし、養子縁組によって、近親者となっ た場合は除く。

(宣誓の方法)

- 第4条 宣誓しようとする者は、市職員の面前において、次に掲げる書類を自ら記入し、 市長に提出するものとする。
 - (1) パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)
 - (2) パートナーシップの宣誓に当たっての確認書(様式第2号)
- 2 宣誓しようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入ができないときは、宣誓をし

- ようとする者及び市職員の立会いの下でこれを代書させることができる。
- 3 宣誓しようとする者は、次に掲げる書類(宣誓をする日前3か月以内に発行された物に限る。)を宣誓書に添えて提出するものとする。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類)
 - (2) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書など独身であることが確認できる 書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、 次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。
 - (1) マイナンバーカード (個人番号カード)
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓しようとする本人の顔写真が貼付された書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類 (通称の使用)
- 第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認めるときは、 戸籍上の氏名と併せて通称(戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用してい るものをいう。)を使用することができる。

(証明書等の交付)

- 第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が、 第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、桶 川市パートナーシップ宣誓証明書(様式第3号)及び桶川市パートナーシップ宣誓証明 カード(様式第4号)(以下これらを「証明書等」という。)を交付するものとする。 (証明書等の再交付)
- 第7条 前条及び第12条第4項の規定により証明書等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、市長に対し、桶川市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第5号。次項において「再交付申請書」という。)を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合(次条各号に掲げる場合は除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(証明書等の返還)

- 第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、桶川市パートナーシップ宣誓 証明書等返還届 (様式第7号) を市長に提出し、証明書等を返還しなければならない。
 - (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
 - (2) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出した場合
 - (3) その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき。

(証明書等の無効)

- 第10条 市長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたことが 判明したとき、又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、証明書等を無効 とすることができる。
- 2 市長は、前項の規定により証明書等を無効にした場合は、宣誓者に交付した証明書等 の返還を求めるものとする。

(宣誓書の保存)

第11条 市長は、宣誓書を、第9条の規定による届出がされた日又は前条第1項の規定により証明書等を無効とした日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年を経過する日まで保存するものとする。

(自治体間での連携)

- 第12条 本市に転入した者がパートナーシップ制度に係る連携に関する協定(第6項において「協定」という。)を締結している自治体(以下この条において「締結自治体」という。)からパートナーシップ宣誓証明書等(次項第2号において「締結自治体証明書等」という。)の交付を受けている場合で、引き続きパートナーシップを継続するときは、第4条の規定にかかわらず証明書等の交付を受けることができる。
- 2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下この条において「転入宣誓者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第8号)
- (2) 締結自治体証明書等
- (3) 第4条第3項第1号に掲げる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 転入宣誓者の本人確認については、第4条第4項の規定を準用する。
- 4 市長は、転入宣誓者から第2項の規定による書類の提出があった場合において、第3 条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該転入宣誓者に対し、第6条に 規定する証明書等を交付するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により証明書等を交付したときは、当該転入宣誓者の同意に基づき、転出元の締結自治体に対し、桶川市パートナーシップ宣誓継続申告に係る通知書 (様式第9号)に第2項各号に掲げる書類の写しを添えて、証明書等の交付の事実を通知するものとする。
- 6 本市から締結自治体に転出した宣誓者が協定に基づく手続を行い、締結自治体から通知があった場合は、当該宣誓者は第9条の規定による届出及び返還を省略することができる。

(子に関する届出)

- 第13条 宣誓者は、第6条に規定する証明書等に子(当該宣誓者の双方又は一方とともに暮らす実子又は養子に限る。以下この条において同じ。)に関する事項の記載を希望するときは、子に関する記載事項届出書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。この場合において、15歳以上の子について届出をするときは事前に当該子の同意を得るものとする。
 - (1) 宣誓者と子の関係が確認できる書類
 - (2) 子の年齢が確認できる書類
 - (3) 同居の事実が確認できる書類
- 2 宣誓者又は15歳以上の子は、当該子の記載事項の削除を希望するときは、子に関する記載事項届出書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(事務の所管)

第14条 パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務は、人権施策についての総合調整所管課において行う。

(施策の推進に当たっての配慮)

第15条 市長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、宣誓者のプライ バシーに十分配慮しなければならない。

(周知啓発)

第16条 市長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対 応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

附 則(令和4年9月13日市長決裁)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条の規定 は、この告示の施行の日に現に保存し、又は同日以後に保存する宣誓書について適 用する。

附 則(令和6年2月28日市長決裁)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

パートナーシップ宣誓書

(提出先) 桶川市長

住所

私たちは、桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づ き、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

<u>日</u>

	宣誓者	宣誓者
フリ ガナ 氏 名		
通 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
連絡先		
※代筆の場合		
(代筆者) <u>氏名</u>		

様式第2号(第4条関係)

パートナーシップの宣誓に当たっての確認書

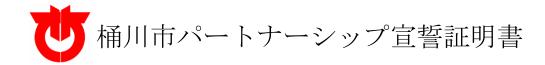
(提出先) 桶川市長

私たちは、桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下の内容を 確認した上で、パートナーシップの宣誓をします。

	年	月
氏名	<u> </u>	
戸籍上の氏名:	戸籍上の氏名:	
確認事項(該当す	るものは□に「 ✓ 」を付けてください。)	
【関係性】		
互いを人生のパートナ	一とし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、	
又は継続的な共同生活を	行うことを約した関係である。	
【年齢要件】		
宣誓日において、成年	である。	
【住所】		
次のいずれかに該当す	ること。	
①双方が市内に住所	を有している。	
②一方が市内に住所	を有し、かつ他の一方が市内へ転入を予定している。	
③双方が市内への転	入を予定している。	
転入予定者:	転入予定日(年月日)	
転入予定者:	転入予定日(年月日)	
【配偶者等がいないこと	1	
双方に配偶者がいない	こと、及び宣誓者以外のパートナーシップにある者がいない。	
【近親者でないこと】		
双方が近親者(直系血	族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)同士でない。	
(養子縁組により近親者	となった場合は除く。)	
※転入予定の場合は、転入	後、速やかに住民票の写しを提出すること。	
注意事項(内容を	e御理解いただけたら「✔」を付けてください。)	
虚偽その他不正な方法	により証明書等の交付を受けたことが判明したとき、又は証明	
書等を不正に使用したこ	とが判明したときは、証明書等を無効とし、証明書等を返還し	
なければならない。		
 方使用欄		
氏名	マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他	No.
	()	
氏名	マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他	

(表面)

第 号



 様
 様

 年月日生
 年月日生

宣誓日 年 月 日

桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ の宣誓をされたことを証します。

年 月 日

桶川市長

印

(裏面)

この証明書の提示を受けた方へ

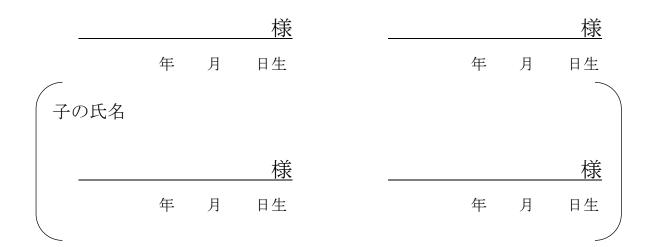
桶川市は、一人一人が互いに人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、 誰もが暮らしやすい社会の実現を目指しています。

この証明書は、法的な効力を有するものではありませんが、桶川市として、 お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣 誓したことを証するものです。

この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いします。

※通称を使用する場合

戸籍上の氏名(外国籍の方の場合は、これに準ずるもの)



(表面)

です 桶川市パートナーシップ宣誓証明カード

桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基 づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様 日生 年 日生 年 月 月 宣誓日 年 月 第 号 日

> 印 桶川市長

(裏面)

この証明カードは、桶川市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓したことを証するものです。 この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いします。

戸籍上の氏名※通称を使用する場合

子の氏名 年 日生 年 日生

様式第5号(第7条関係)

桶川市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

_	П	-
年	月	

(提出先) 桶川市長

(申請者)	住所
	氏名
	連絡先

桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、桶川市パートナーシップ宣誓証明書等の再交付を申請します。

1	再	「交付を申請する書類(該当するものは□に「✔」を付けてください。)
		桶川市パートナーシップ宣誓証明書
		桶川市パートナーシップ宣誓証明カード
2	再	「交付を申請する理由(該当するものは□に「✔」を付けてください。)
		紛失
		毀損
		氏名変更
Г	٦	その他 (

氏名	マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他()	No.
氏名	マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他()	

パートナーシップ宣誓事項変更届

年	月	日
•	· •	

(提出先) 桶川市長

(届出者)	住所
	氏名
	連絡先

桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、以下のとおり 変更があったことを届け出ます。

変更内容

	変更後	変更前
住 所		
戸籍上の氏名		
その他		
変更の理由	□住所変更 □戸籍上の	の氏名変更
該当項目に「✔」を付け	□その他()
てください。		

氏名	マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他 ()	No.
氏名	マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他 ()	

様式第7号(第9条関係)

桶川市パートナーシップ宣誓証明書等返還届

		年	月	日
(提出先)桶川市長				
	住所			
	氏名			
	連絡先			
	住所			
	氏名			
	連絡先			
桶川市パートナーシップの宣誓の取扱 ナーシップ宣誓証明書等を返還します。	めいに関する要綱第9条の	規定により、	桶川市	ベート
返還の理由(該当するものは□に「✔」	を付けてください。)			
□ パートナーシップの解消				
□ 桶川市からの転出				
□ その他宣誓の対象者に該当しなくな	こった			
()	

マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他(

マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他(

- 13 -

No.

市使用欄氏名

氏名

パートナーシップ宣誓継続申告書

(提出先) 桶川市長

私たちは、桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第12条第2項の規定 に基づき、転入前の自治体において証明書等に類する書類を交付されたこと及びパートナ ーシップを継続していることを申告します。

							牛		F
					申台	告 者			
フリ 氏	^{ガナ} 名								
フリ 通	ガナ 称								
生年	月日		年	月	日		年	月	目
住	所								
旧信	主所								
連	絡 先								
 □ 本申 ⁻	告書の写し	等を転	<u></u> 出元自	治体へ	通知する	ことに	司意しる	ます。	

※同意される場合は□に「✔」を付けてください。同意されない場合、手続できません。

※代筆の場合

(代筆者) <u>氏名</u>_______

住所

氏名	マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他 ()	No.
氏名	マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他 ()	

 第
 号

 年
 月

 日

長 (知事)

桶川市長

桶川市パートナーシップ宣誓継続申告に係る通知書

桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第12条第5項の規定に基づき、 下記の者より、パートナーシップ宣誓継続申告書の提出があり、本市において証明書等を 交付しましたので通知します。

		申 告 者							
フリ 氏	^{ガナ} 名								
_{フリ} 通	^{ガナ}								
生年月日			年	月	日		年	月	日
住	所								
旧住	主所								

子に関する記載事項届出書

年	月	日
,	/ •	

(提出先) 桶川市長

(届出者)	住所
	氏名
	連絡先

桶川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第13条の規定により、子に関する 記載事項について以下のとおり届け出ます。

当該記載事項に関する子									
フリ氏	ガナ 名								
生年	月日	4	手 .	月	日		年	月	日
理	由	□子の氏名の	□子の氏名の記載 □子の氏名の削除						
		□その他()			
宣誓					者				
住	所								
フリ 氏	ガナ 名								
生年	月日	4	手 .	月	日		年	月	日

確認事項(該当する場合は□に「✔」を付けてください)

□ 子の同意を得ている。(15歳以上の子の記載の場合)

氏名	マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他 ()	No.
氏名	マイナンバーカード・旅券・運転免許証・その他(